

## 令和4年度第3回尾張旭市国民健康保険運営協議会議事録

- 1 開催日時  
令和5年1月26日(木)  
開会 午後 2時00分  
閉会 午後 3時10分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所 3階 講堂1・2
- 3 出席委員  
被保険者を代表する委員(5名)  
三浦 雅子、杉本 千登世、堀江 賢治、石原 計男、岩橋 豊  
保険医又は保険薬剤師を代表する委員(3名)  
花井 雅志、山崎 雅弘、加藤 富士子  
公益を代表する委員(5名)  
富田 香織、長谷川 裕子、小幡 月子、若杉 浩二、平野 良子  
13名
- 4 欠席委員  
松尾 功、鈴木 達人 2名
- 5 傍聴者数  
6名
- 6 出席した事務局職員  
健康福祉部長 竹内 元康、保険医療課長 森下 克俊、  
保険医療課長補佐(国保年金担当)兼国保年金係長 小川 由香里、  
国保庶務係長 森下 亜希子、国保庶務係主査 梶田 弥生
- 7 議題等
  - (1) 令和5年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果について
  - (2) 国民健康保険税の税率等の改定について(諮問)
  - (3) 国民健康保険税の課税限度額の改定について(諮問)
  - (4) 低所得者に係る国民健康保険税の軽減拡充について(諮問)
  - (5) 出産育児一時金の支給額の見直しについて(諮問)
  - (6) その他

## 8 会議の要旨

会長	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第3回尾張旭市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>会議に入ります前に、松尾 功委員、鈴木 達人委員、から本会を欠席される旨の連絡がございましたことをご報告いたします。</p> <p>本日の出席委員数は13名でございます。本会規則第7条の規定による定足数、8名に達しておりますので、ただいまから開会します。</p> <p>なお、この会議は傍聴を認め、後日議事録を公表するといった会議の公開を行うものでございます。議事録作成のために、会議中のご発言はICレコーダーで録音させていただきますので、委員の皆様にはご了承くださいませようお願い申し上げます。</p> <p>議題に入ります前に、運営協議会規則第13条の規定により、2人の委員を議事録署名者として指名させていただきます。</p> <p>議事録署名者には、山崎 雅弘委員、富田 香織委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、議事録については、後日事務局が作成し、署名をいただきますのでよろしく申し上げます。</p> <p>本日は、議題も多くございますので、次第にありますあいさつは割愛させていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議題(1)「令和5年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果について」と議題(2)「国民健康保険税の税率等の改定について」、事務局から一括して説明をお願いします。</p>
国保庶務係長	** 事務局説明 **
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>納付金の本算定の額は上がりましたが、その影響をできるだけ小さくしようとしている、ということに読み取れました。</p> <p>どなたかご質問のあるかたはありますか。</p>

<p>会長</p>	<p>では、私から確認させてください。</p> <p>前回の説明で、一般会計から繰り入れを行って税率を抑えると、国や県からペナルティがあると言われました。税率は抑えられるが、被保険者にとって、デメリットがあるのかどうか、もう少し詳しく教えてください。</p>
<p>国保庶務係長</p>	<p>国も県も、一般会計からの繰り入れは、赤字補てんであり望ましくないとして解消することを求めてきております。もし、どうしてもやむを得ず繰り入れを行った場合には、それを解消するための赤字解消計画を作成することを求められます。翌年以降にその分の税率を上乗せしていかなければならず、後々の負担が重くなります。</p> <p>また、保険者努力支援制度という、補助金があります。保険者の経営努力に応じて加点、減点し、それに依拠して交付される金額が上下するのですが、それにおいて一般会計から赤字補てん分の繰り入れを行っている、かなりの減点になります。その分補助金が減らされますので、結果的には被保険者のためにはならないこととなります。</p> <p>ですので、できるだけ一般会計からの繰り入れで税率を抑えるということはしたくないと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>いずれにせよ、いつかは県が示す標準保険料率に達しなければならない、それを3年間で達成しようと思っていたが、達成しようとする5%以上の増税になるので、1年延長して4年間で到達しようとしているということでした。今後は5%以上の増税になることもあるのでしょうか。</p>
<p>国保庶務係長</p>	<p>県の推計では、医療費の伸びの年間平均は3%から4%ということでした。今は標準保険料率に近づけるため、税率の上がり幅が大きくなっていますが、標準保険料率に達してしまえば、3%程度の伸びに抑えられるのではないかと見込んでいます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。毎年の医療費の伸びは、3%程度なので、標準保険料率に達した後は、3%程度の伸びになるであろうと見込まれているということでした。</p> <p>もう一つ、私から質問させてください。</p>

	<p>基金の繰り入れ額を増やして対応するとの説明でした。1. 1億円を投入するところ、1. 5億円に増やす、そうすると残高が0. 7億円、7千万円程度になるということでしたが、今後新型コロナのような不測の事態が起こった場合、その残高で足りるのでしょうか。</p>
保険医療課長	<p>現在、机上の計画では0. 7億円としておりますが、4年度の決算の状況によっては、もう少し増えるかもしれません。</p>
岩橋委員	<p>基金の残高は、毎年度いくらくらいと予測していますか。いくらくらい持つておくべきだとお考えですか。</p>
国保庶務係長	<p>かつては、医療費が急激に増えた場合、支払いができなくなると、ある程度の基金を備えておくことを推奨されていましたが、県単位化して以降は、医療費の支払いに充てる分は県がすべて負担してくれるため、医療費の急増に備える必要はなくなっています。そのため、今保有している基金は、標準保険料率に到達するまでの保険税の激変緩和のためにできるだけ被保険者に還元し、その後は積極的に基金を蓄えていく考えは持っておりません。</p>
岩橋委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>元々は、5年度までで基金を使い切る予定だったわけですね。そうすると、基金を使い切った6年度以降は、5%以上の上がり幅になることもあるのでしょうか。</p>
国保庶務係長	<p>3年間かけて標準保険料率に到達するという計画を立てたときは、上がり幅が大きくなることを見込まれたため、基金をできるだけ投入して負担増を抑えるように計画しました。同時に、基金が足りなくなると、5%以上に税率が上がってしまう場合には、さきほどできるだけやりたくないと言っておりました、一般会計からの繰り入れを行うこともやむを得ないということも定めております。</p> <p>もし、剰余金が出れば、翌年度の税率の抑制に使うということになるのですが、基金を貯めるために税率を高く設定するという事は難しいと感じています。</p>
岩橋委員	<p>6年度以降は、たとえばその後3年間を平準化したような率の設定を考えていますか。</p>

	<p>単年度ごとに上げる考えもありますが、3年間の伸びを予測して、一気に上げるという方法もあると思うのですが。</p>
保険医療課長	<p>標準保険料率に追いついた後も、毎年の標準保険料率に合わせて税率を設定していく予定です。</p> <p>標準保険料率に追いついてしまえば、先ほど係長が説明したように、それほど大きな伸びはなくなると予想していますが、万が一、加入世帯数が一番多い所得層において5%以上の伸びとなる場合は、一般会計からの繰り入れを考えなければいけない、という可能性もあります。</p> <p>しかしながら、今回納付金の伸びが大きく、基金を多く投入しなければならなかったのは、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度令和3年度に納付金が下がったため、反動で大きなギャップが出たためであり、今後このような特別な変動がなければ、なだらかな上昇率になると見込んでおります。</p>
岩橋委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今の話ですと、今回は新型コロナウイルス感染症の影響で特別な事情があったということ、それから最後の手段として一般会計からの繰り入れという方法も考えられるが、その場はしのげても補助金のペナルティなどもあり、最終的に本当に被保険者のメリットになるかどうかは疑問が残る、ということで理解しました。</p> <p>私ども、委員の立場としては、被保険者の負担は減らしたい、大きく負担が増えることはしたくない、その一方で、国保の運営自体が不安定になることは避けなければならない、というところかと思えます。その中で、どういった判断をしていくかということになるのでしょうか。</p> <p>ほかに、ご意見等はございますか。</p>
石原委員	<p>6年度以降は、3%ずつ上がっていくという話でしたが、これはずっと上がり続けていくということですか。</p> <p>また、過去に下がったという例はなかったのでしょうか。</p>

<p>国保庶務係長</p>	<p>3%の伸びというのは、過去の実績によるものです。</p> <p>医療費が下がった例としては、新型コロナの影響による受診控えで令和2年度には大きく下がりました。</p> <p>国が定めている診療報酬が引き下げられることがあれば、医療費が下がることはあるかもしれませんが、しかし、そうなると医療機関が大変になってしまうので、なかなか難しいです。</p> <p>あとは、被保険者のみなさまが健康増進に努めていただき、医療費がかからないようにしていただければ、医療費が下がる可能性もございます。</p>
<p>石原委員</p>	<p>もう一つよろしいですか。</p> <p>先日、新聞に物価上昇が4%と載っていました。今回の税率の上昇は平均が5%を超えています。行政が国の物価上昇率を超えて5%上げるといふのはいかがなものでしょうか。</p> <p>基金の取り崩しだとか色々言っていますが、一番苦しいときは今年、来年じゃないでしょうか。税率を据え置くという考えはないのですか。一般会計から繰り入れを行ってもペナルティが課されないように、国や知事に交渉するべきではないですか。</p>
<p>保険医療課長</p>	<p>現在の社会情勢はおっしゃられるとおりです。しかしながら、愛知県が財政主体となって振り分けてきた医療費の財源である納付金を、市は支払わなければならないので、そのための財源を確保する必要があります。</p> <p>それに対して、市から積極的に働きかけていく考えは今のところございません。</p>
<p>三浦委員</p>	<p>最近、医療が発達して、細かいところまで見つけられるようになってきて、治療しなくてもよいところまで治療したり、高額な薬が使われたりするので、医療費が増えているのも仕方がないのかなと思います。</p> <p>救急車も適正利用を呼びかけられていますし、医療費も本当に必要かどうかを考えてもらったらよいのではないかと思います。意見です。</p>
<p>会長</p>	<p>色々な立場でご意見や質問をいただけたと思います。</p> <p>「国民健康保険税の税率等の改定について」は、諮問事項であり、市長に答申することとなっております。</p> <p>協議会の答申として、諮問どおり認めるかどうか、採決を行いたいと思います。</p>

石原委員	議長、これは重要事項であるため、記録に残るよう票決にしてください。
会長	賛成多数、ではなく、賛成何票、反対何票、ということですか。了解いたしました。 それでは、「国民健康保険税の税率等の改定について」、諮問どおり認めることについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。 【挙手確認】 賛成が、私を除いて11人、反対が1人、という結果です。従いまして、諮問どおり認めることといたします。 ありがとうございました。
会長	それでは次の議題に入ります。 議題(3)「国民健康保険税の課税限度額の改定について」と議題(4)「低所得者に係る国民健康保険税の軽減拡充について」も、一括して事務局から説明をお願いします。
課長補佐	** 事務局説明 **
会長	議題(3)、議題(4)につきまして、質問があればお受けします。
平野委員	資料3の(1)限度額改定の影響を受ける世帯が33世帯で超過額が330万円となっていますが、1世帯で10万円も税が上がるということですか。
課長補佐	こちらの表は、調定表を元にしていまして、国保税全体の金額を見ていますので、これがそのままこの方々の上がる税額というわけではございません。限度額適用により負担を軽くした税の総額となります。 後期高齢者支援金分において、現行制度では184世帯が限度額の適用を受けていますが、限度額が2万円上がることによって、151世帯が限度額超過世帯になるということでございます。 従いまして、限度額が適用される世帯の差である33世帯がこの差額分をそのまま保険税を被るということではございません。

<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにご質問等がなければ、これらの議案につきましても、協議会の賛否をお聞きしたいと思います。</p> <p>まず、諮問事項の2「国民健康保険税の課税限度額の改定について」、諮問どおり認めることについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p><b>【挙手確認】</b></p> <p>ありがとうございます。挙手全員でございます。</p> <p>続きまして、諮問事項の3「低所得者に係る国民健康保険税の軽減拡充について」、諮問どおり認めることについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p><b>【挙手確認】</b></p> <p>ありがとうございます。挙手全員でございます。</p> <p>この2つの議案につきましても、諮問のとおり認めることといたします。</p> <p>それでは次の議題に入ります。</p> <p>議題(5)「出産育児一時金の支給額の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>国保庶務係長</p>	<p><b>** 事務局説明 **</b></p>
<p>会長</p>	<p>国の方も既に決まっていることですが、市の条例を改正しなければならぬため、本協議会の意見を聴くことが必要とされている、ということですね。</p>
<p>堀江委員</p>	<p>出産費用というのは大変高くなっていますね。私の子どもが今から25年ほど前に出産したときは、だいたい20万円くらいでした。そして、今年その子どもがまた出産しましたが、その時の費用が今言われた45万円くらいだったということでしょうか。非常に高くなりました。</p> <p>最近の産婦人科はホテルのようで、フランス料理が出たりして、医療費以外にもかかっているようです。</p> <p>こんなに費用はかかるものなのでしょうか。</p> <p>ちょっと行き過ぎているのではないかと感じます。</p>



三浦委員	<p>私は子どもが4人いまして、同じことを感じています。最後の子どもは、お産婆さんのところで産みましたが、フランス料理のように脂っこいものではなく、質素なぐらいのほうが、母乳にもよいようです。なので、今のご意見には共感します。</p>
国保庶務係長	<p>おっしゃられるとおり、食事が豪華になっている点などは、今回国で出産育児一時金の額を議論する場でも問題になっておりました。食事代は、先ほどの45万6千円の中には含まれておりません。出産年齢が高くなっているため、リスクの高い出産が増えていることなどありますが、出産費用の見える化が図られていくこととなっておりますので、そこは今後期待していきたいと思っております。</p>
会長	<p>ほかにご意見等がなければ、この議案につきましても、協議会の賛否をお聞きしたいと思います。</p> <p>「出産育児一時金の支給額の見直しについて」、諮問どおり認めることについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p><b>【挙手確認】</b></p> <p>ありがとうございます。挙手全員でありますので、諮問のとおり認めることといたします。</p> <p>先ほどの堀江委員や三浦委員のご意見は、なかなか興味深くお聞きしました。ありがとうございました。</p>
会長	<p>それでは、市長への答申書につきましては、「諮問内容を適当と認める」という形で作成していきますが、一番活発に議論があったのは諮問事項の1「国民健康保険税の税率等の改定について」でございました。この議題については、賛成多数で諮問どおり認めることといたしましたが、付帯意見を付すこともできるのですが、いかがでしょうか。</p>
石原委員	<p>市長から、知事に対して、一般会計から繰り入れを行ってもペナルティを設けないように、何らかの申し入れを行ってほしいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
会長	<p>国や県に対して、市町村のことを考えてほしいということを要望してほしいという意見を付帯するということにつきまして、みなさま、いかがでしょうか。</p> <p>付け加えるほうがよいのか、不要であるか、こういった表現はどうであるか、など、ご意見はありますか。</p>

石原委員	事務局はどのようにお考えですか。
保険医療課長	<p>国費の拡充を求める要望は、市長会などからこれまでも上げておりますので、さらに機会をとらえて要望していくことは可能です。</p> <p>協議会のみなさまの総意として意見を市に上げていただくことは差し支えありません。</p>
会長	石原委員のご意見を付帯意見として付け加えることでよろしいでしょうか。
石原委員	少数意見ですので、付け加えていただかなくても結構です。やむなしとみなさんがされたのであれば、付帯意見とするまでは、どちらでも結構です。
保険医療課長	それでは、事務局と会長副会長にお預けいただいて、調整の上で決めるということではいかがでしょうか。
会長	それでは、お預けいただいて、私と副会長、事務局で検討させていただきます。
石原委員	結構です。
会長	<p>それでは、他にはよろしいでしょうか。</p> <p>今回、結果としてみなさまに望ましい姿かどうかは別としまして、過度な負担とならないよう、また低所得者の負担が増加しないよう、一定の配慮はなされていることはありますので、それ以上付け加えることはないということではよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、答申書については付帯意見を付け加える場合の文言については、私と副会長にお預けいただいて、事務局に案の作成をお願いします。それを最終的に私が確認した上で、市長に提出いたします。</p>
保険医療課長	最終的な答申書は、議事録とともに市のホームページに掲載いたします。掲載できるのは2月下旬ごろになると思いますが、よろしく願いいたします。

会長	<p>それでは、次の議事に入ります。</p> <p>議題(6)「その他」について、事務局から説明をお願いします。</p>
保険医療課長	<p>今年度の会議は、今回が最後の予定でございます。</p> <p>初年度ということで、説明が長引くこともあり、ご迷惑をおかけしました。</p> <p>次回は来年度、また10月頃に第1回を開催する予定でございます。次年度は資料なども簡潔にし、効率の良い運営に努めますので、引き続きよろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは、以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、本日の議題は全て終了しました。長時間にわたり、活発な議論もいただきありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、令和4年度第2回尾張旭市国民健康保険運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。</p>

午後3時10分閉会